

西中国信用金庫

〈総合口座〉商品概要説明書

令和 4 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none">・総合口座・普通預金（決済用普通預金）・定期預金…期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）スーパー定期、自由金利型定期預金（大口定期預金）および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
2. 販売対象	・個人の方（満18歳以上）
3. 期間	・期間の定めはありません。

※本商品は、「普通預金」または「決済用普通預金」と「定期預金」の複合商品となっております。
詳しい内容につきましては、普通預金商品概要説明ならびにお預入れの定期預金の商品概要説明書をご参照ください。

4. しくみ	<ul style="list-style-type: none">・普通預金の残高が不足した場合は、不足額については定期預金を担保に自動借入れができます。・普通預金にご入金いただければ、自動的に返済が行われます。（貸越金の利率に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済にあてます。）
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none">・普通預金…随時払戻しできます。・定期預金…各定期預金のお取扱いと同様です。
6. 担保の種類	・定期預金 （期日指定定期預金、スーパー定期、大口定期預金、変動金利定期預金）
7. 貸越極度額	・貸越極度額は、この取引の定期預金の合計額の90%（円未満は切り捨て）、または200万円のうちいずれか少ない金額。
8. 貸越利率	・定期預金を貸越金の担保とする場合、その担保定期預金の約定利率に年0.5%を加えた利率となります。 期日指定定期預金については、「2年以上」の利率となります。
9. 貸越利息のお支払い方法	<ul style="list-style-type: none">・付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算・毎年3月と9月の当金庫所定の日、普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。
10. 手数料	<ul style="list-style-type: none">・キャッシュカードによる払戻しにあたっては、キャッシュカード規定に定める当金庫所定の手数料をいただきます。・普通預金のお預入れあるいは払戻しにあたっては、当金庫所定の手数料をいただく場合があります。・未利用口座管理手数料 ①令和3年4月1日を基準日として、基準日以降、最後のお預入れまたは払戻し（この口座のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い場合には、この口座を未利用口座としてお取扱いいたします。 ただし、以下の場合は除きます。<ul style="list-style-type: none">・口座残高が10,000円以上である場合・同一支店において、他に預り資産（定期性預金、投資信託、保険、外貨預金、国債等）がある場合。・融資取引がある場合。②前①号に該当した場合には、当金庫はこの預金から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。 この場合、引落した未利用口座管理手数料は返却しません。

10. 手数料	<p>③前①号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約いたします。 この場合、手数料の充当に不足が生じても、当金庫はこれを請求しません。 また、解約された口座の再利用はできません。</p>
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭のコ利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金の自動支払いや給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りができます。 ・この預金は、「定期性総合口座取引規定」によりお取扱いします。 ・預金保険制度の付保対象預金（全額保護される決済用普通預金を除く預金）です。 元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）